

大和郡山市内及び市周辺の企業団体と市内自治会との避難所提供協定に係る参考マニュアル

第1（目的） このマニュアルは、大和郡山市内及び市周辺の企業団体と市内自治会が災害時の避難所提供に関する協定を締結する際の参考とするため定める。

第2（マニュアル活用の条件） このマニュアルは、前条の企業団体が特定の自治会住民等に限定して避難所提供する場合に活用する。

第3（提供を受ける避難所） 「第1（目的）」の施設は、耐震性を備え、浸水や土砂災害などの影響が比較的少ない場所にあることが望ましいものとする。

2 前項の要件に不備があるときは、使用する災害の種類を限定し、また使用時の自主安全点検マニュアル等を準備するなど、安全な使用に努めるものとする。

第4（責任及び費用負担） このマニュアルにより提供される避難所の運営は、協定を締結する自治会が責任を持って行い、市はその責を負わない。

第5（市よりの食料物資提供） 前条にかかわらず、協定により開設された避難所は、市指定避難所の避難所外避難住民登録により、当該市指定避難所で市から食料物資の提供を受けることができる。但し、当該市指定避難所運営委員会の指示に従い手続を行うこととする。

第6（標準例） 大和郡山市内及び市周辺の企業団体と市内自治会との避難所提供協定の標準例は次のとおりとする。なお、これはあくまでも参考であり、標準例とは別に地域の実情にあった協定を締結することができる。

企業団体と自治会との避難所提供協定標準例

（目的）

第1条 この協定は、企業団体名（以下「甲」という。）と〇〇自治会（以下「乙」という。）が災害発生時もしくは災害の発生が予測されるときに、甲の事業所内に乙の住民の避難所（以下「この避難所」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

（この避難所の位置及び範囲）

第2条 この避難所は、大和郡山市〇〇町〇〇番地の甲の事業所内の別図のエリアとする。

(設置条件)

第3条 第1条の「災害発生時もしくは災害の発生が予測される
とき」は次の各号の場合をいう。

- (1)大和郡山市において震度5強以上の地震が発生したとき
- (2)〇〇自治会のエリアが対象の避難情報（高齢者等避難レ
ベル3もしくは避難指示レベル4以上）が発令されたとき
- (3)その他火災、水害等で〇〇自治会の住民及び住家に甚大な
被害が発生したとき

(設置依頼手続)

第4条 前条各号の事態が発生し、乙の全部もしくは一部の住民
に避難の必要が生じたとき、乙の会長はあらかじめ定めた甲の
担当者にこの避難所の設置を要請する。

2 前項の担当者は要請に基づき、速やかにこの避難所を設置す
る。

(受入避難者)

第5条 甲は、乙の住民及び第3条各号のとき乙の住民の家屋に
滞在していた者で特に乙が認めた者のみ受け入れるものとする。

(避難所の運営)

第6条 この避難所の運営及び設置中の甲との協議については、
乙の会長が責任を持ってこれを行い、運営に当たっては平穏を
維持するものとする。

2 乙の会長はこの避難所の設置中は、外出時も甲にその連絡先
を伝え、甲の必要に応じて速やかに協議に応じるものとする。

(免責)

第7条 この避難所の設置中に発生した事故により、前々条の避
難者が被害を受けた場合について、故意である場合を除き、甲
はその責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第8条 この避難所において次の各号を禁止する。

- (1)甲の事業所内の第2条のエリア以外に立ち入ること
- (2)この避難所内の甲の設備、物品その他甲の所有物にみだりに
触れたり損壊すること

(閉鎖)

第9条 乙は、第4条第1項の事態が収まり、また避難者が帰宅
もしくは近隣の市指定避難所等への避難が可能である場合は甲
にこの避難所の閉鎖を申し入れるものとする。

2 甲は、乙の住民が第6条、第8条の規程に違反した場合は
この避難所の閉鎖を命じることができる。

(損害賠償)

第10条 甲は、第5条の避難者が第6条、第8条の規程に違反して、甲に損害を与えた場合、乙にその賠償を求めることができる。

(物資の確保)

第11条 甲は、避難に必要な物資を提供する義務を負わない。

2 乙は必要に応じ、大和郡山市からの避難所外避難住民への物資提供その他乙の住民の協力により確保する。

(疑義の解決)

第12条 この協定で定められていない事項は、甲乙で誠意を持って協議するものとする。